

・国会の仕事と内閣の仕事 *国会の仕事の覚え方:「コ・ケ・タ・じょう・ほう・ない・よ・ない・(よ)」

<国会の仕事>	<内閣の仕事>
<small>こくせいちょうさけん</small> ・国政調査権 (国の政治が正しく行われているか調査)	
<small>はつぎ</small> ・憲法改正の発議 (憲法を変えようと言出す)	
<small>だんがい</small> ・弾劾裁判 (裁判官をクビにする)	
<small>しょうにん</small> ・条約の承認 (それでOKと認める)	<small>ていけつ</small> ・条約の締結 (例:アメリカと条約を結ぶ)
<small>せいてい</small> ・法律の制定 (例:飲酒運転の禁止を決定!)	<small>ていけつ</small> ・法律案の作成 (例:飲酒運転を禁止にしたら?) <small>しっこう</small> ・法律の執行 (例:飲酒運転した人を逮捕) *法律案は内閣のほか国会議員も作ることができる
・内閣総理大臣の指名 (誰にするのか決める)	・最高裁判所の長官の指名 (誰にするのか決める) ・その他の裁判官の任命 (その人でOKと認める)
<small>ぎけつ</small> ・予算の議決 (例:100万円を工事に使うと決定!)	・予算(案)の作成 (例:100万円を工事に使ったら?) <small>しっこう</small> ・予算の執行 (例:100万円を工事に使う)
・内閣不信任の決議 (内閣は信じられないからクビ) *衆議院のみ決議できる	<small>せいれい</small> ・政令の制定 <small>こくじこうい じょげん しょうにん</small> ・国事行為の助言と承認 ・行政の各部門の仕事を指揮監督

・衆議院の優越 *覚え方:「じょう・ほう・ない・よ・ない・よ」 ○・・・出席議員の過半数で可決

①法律案の議決	(衆) (参) 提出どちらでも → (衆) ○ (参) × → (衆) ○ (参) △ (60日)	→ (両院協議会) → →	衆議院が出席議員の 3分の2以上の多数 で再可決したとき、 法律となる	
②予算の議決	(衆) 先に提出 *予算の先議 (予算先議権)	→ (衆) ○ (参) × → (衆) ○ (参) △ (30日)	→ 両院協議会 → →	衆議院の議決が 国会の議決となる
③条約の承認	(衆) (参) 提出どちらでも	→ (衆) ○ (参) × → (衆) ○ (参) △ (30日)	→ 両院協議会 → →	衆議院の議決が 国会の議決となる
④内閣総理大臣の指名		(衆) Aさん (参) Bさん (衆) Aさん (参) △ (10日)	→ 両院協議会 → →	衆議院の議決が 国会の議決となる
⑤内閣不信任決議		(衆) のみ		